

大分県報

令和七年
号外（一九）
三月三十一日

（月曜日）

目次

規 則

- 生活保護法施行細則の一部改正……………一
- 大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則の一部改正……………三
- 健康増進法施行細則の一部改正……………三
- 児童福祉法第五十六条第二項の規定に基づく負担金徴収等規則の一部改正……………三
- 児童福祉法施行細則の一部改正……………三
- 大分県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正……………四
- 特定非営利活動促進法の施行に関する規則等の一部改正……………四
- 製菓衛生師法施行細則の一部改正……………五
- 大分県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正……………五
- 大分県立別府コンベンションセンター利用規則の一部改正……………六

○規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第十一号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（平成十二年大分県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。
第二十一条の見出し中「進学準備給付金申請書」を「進学・就職準備給付金申請書」に改め、同条中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に、「進学準備給付金申請書」を「進学・就職準備給付金申請書」に改める。
第二十二条の見出し中「進学準備給付金決定調書」を「進学・就職準備給付金決定調書」

に改め、同条中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に、「進学準備給付金決定調書」を「進学・就職準備給付金決定調書」に改める。
第二十三条の見出し中「進学準備給付金決定通知書」を「進学・就職準備給付金決定通知書」に改め、同条中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に、「進学準備給付金支給（不支給）決定通知書」を「進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書」に改める。

第三十六号様式中

上記のとおり相違ありません。」を

「4. 公金受取口座の利用について（どちらか一つを選択してください。）

利用する 利用しない

※ 上記で「利用しない」を選択した場合は、原則、保護費の振込先口座へ給付金が振り込まれます。

なお、上記で「利用しない」を選択した場合で、かつ、保護費の振込先口座以外の口座への振込みを希望する場合は、別途お申し出ください。

上記のとおり相違ありません。」

「住所又は居所

に、 「住所又は居所」を「住所又は居所」に改める。

氏名 「氏名」を「氏名」に改める。

第三十七号様式中「最低給付額」を「基準額」に改める。

第三十九号様式を次のように改める。

令和七年三月三十一日

大分県報号外（規則）

第39号様式（第21条関係）

進学・就職準備給付金申請書

保健所長 殿

申請者
(進学する者又は就職する者)

住所又は居所
氏名
個人番号

進学・就職準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 世帯主の氏名 _____

2 申請者の生年月日 _____年 ____月 ____日

3 進学・就職する先（大学等名・会社等名）
名称 _____

4 進学・就職後の居住先（該当する□にチェックを入れてください。）

進学・就職前の住宅と同じ

転居により進学・就職前と異なる住居に居住（居住（子定）地を記載してください。）
居住（子定）地 _____

5 就職の場合、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由

6 関係書類

(1) 進学の場合

- ① 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
 - ・ 入学金を納付したことを証明する書類の写し
 - ・ 入学金延納（進学後に納付すること）を申請した書類の写し
 - ・ 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類の写し
- ② 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し

- ③ その他支給決定に当たり必要な書類
 - ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合には、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

(2) 就職の場合

- ① 就職する見込みであることが確認できる書類として、以下のいずれか
 - ・ 内定通知書、事業主の発行する就職証明書等
 - ・ 個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し
 - ・ その他確実に就職先に就職することを証する書類
 - ② 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
 - ③ その他支給決定に当たり必要な書類
- ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合には、就職先の内定通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、就職するまでにこれらの書類を提出してください。

7 進学・就職準備給付金振込先（申請者名義の口座に限ります。）

公金受取口座 利用する 利用しない

(該当する□にチェックを入れてください。)

※ この給付金においては公金受取口座登録制度が適用されますので、上記で「利用する」を選択した場合は、本給付金振込先の記載及び通帳の写しなどの書類の添付は不要です。

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合

(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支店名 _____ 支店 (ゆうちょ銀行除く)

記号 _____ 店 (ゆうちょ銀行のみ記載)

預金種類 普通預金 当座預金

(該当する□にチェックを入れてください。)

口座番号 _____ (右につめてご記載ください。)

(カナ)

口座名義人 _____

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

第四十号様式中「進学準備給付金決定調書」や「進学・就職準備給付金決定調書」に「進学準備給付金決定向」や「進学・就職準備給付金決定向」及び「進学準備給付金決定通知書」や「進学・就職準備給付金決定通知書」及び「進学準備給付金決定欄」を「進学・就職準備給付金決定欄」に改め、「進学先」の次に「又は就職先」を、「進学後」の次に「又は就職後」を加え、「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

第四十一号様式中「進学準備給付金支給（不支給）決定通知書」や「進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書」及び「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同様式の備考(4)中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則

大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則（平成二十年大分県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第四号イ中「発行する限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証」を「行う限度額適用認定又は限度額適用・標準負担額減額認定」に改め、「（後期高齢者医療制度に加入している者を除く。）」を削り、同号ロ中「医療保険者が発行する高齢受給者証の」を「医療保険各法に規定する」に改め、同号ハ中「後期高齢者医療広域連合（高齢者の医療の確保に関する法律第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。）が発行する後期高齢者医療被保険者証の」を「後期高齢者医療制度において」に、「ものうち、後期高齢者医療被保険者証の」を「者のうち、」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則の規定は、令和六年十二月二日から適用する。

健康増進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

令和七年三月三十一日

大分県規則第十三号

健康増進法施行細則の一部を改正する規則

健康増進法施行細則（平成十五年大分県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。
第三条第二項中、「栄養士」を、「管理栄養士」に、「栄養士及び」を「管理栄養士又は栄養士及び」に改める。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

児童福祉法第五十六条第二項の規定に基づく負担金徴収等規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第十四号
児童福祉法第五十六条第二項の規定に基づく負担金徴収等規則の一部を改正する規則

児童福祉法第五十六条第二項の規定に基づく負担金徴収等規則（昭和四十二年大分県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「並びに」を「、」に改め、「第二十七条の二第一項」の下に「並びに第三十三条の六第一項」を加える。

第五条第一項第一号中「住居」を「住居等」に、「自立援助ホーム」を「児童自立生活援助事業所」に改め、同条第二項中「第二十一条の五の二十八第一項」を「第二十一条の五の二十九第一項」に改め、同条第五項及び第六項中「並びに」を「、」に改め、「第二十七条の二第一項」の下に「並びに第三十三条の六第一項」を加える。

別表第一中「及び自立援助ホーム」を「及び児童自立生活援助事業所」に改め、同表の備考1の(1)中「自立援助ホームの入所児童」を「児童自立生活援助事業所の入所等児童」に改め、同表の備考2中「自立援助ホームの入所者」を「児童自立生活援助事業所の入所等児童」に、「入所者（」を「入所等児童（」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の児童福祉法第五十六条第二項の規定に基づく負担金徴収等規則は、令和六年四月一日から適用する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

大分県報号外（規則）

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第十八号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年大分県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第五号様式中「第5号様式」を「第5号様式（第7条関係）」に、「3 製菓衛生師試験

「3 製菓衛生師試験合格年月日及び番号

合格年月日及び番号」を
4 麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者であるか否かの別
□ 私は、麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者ではない
（麻薬等の中毒者でない場合は□にシ印を付けること。）

に改め、同様式の添付書類中2を削り、3を2とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の製菓衛生師法施行細則第五号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

大分県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第十九号

大分県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大分県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成十二年大分県規則第百六号）の一部

を次のように改正する。
第十一条中「の特定有害物質は」を「に規定する特定有害物質（以下「特定有害物質」という。）は」に、「それぞれ、同表の中欄に掲げる検定方法により排水汚染状態を検定した場合において、」を「それぞれ」に改める。
別表第九を次のように改める。

別表第九（第十一条関係）

特定有害物質の種類	値
カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・〇〇一ミリグラム
シアン化合物	一リットルにつきシアン〇・一ミリグラム
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	一リットルにつき〇・一ミリグラム
鉛及びその化合物	一リットルにつき鉛〇・〇〇五ミリグラム
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・〇一ミリグラム
砒素及びその化合物	一リットルにつき砒素〇・〇〇五ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	一リットルにつき水銀〇・〇〇〇五ミリグラム
アルキル水銀化合物	一リットルにつきアルキル水銀〇・〇〇〇五ミリグラム
P C B	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇〇二ミリグラム
一・二―ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇〇四ミリグラム

大分県立別府コンベンションセンター利用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第二十号

大分県立別府コンベンションセンター利用規則の一部を改正する規則

大分県立別府コンベンションセンター利用規則(平成七年大分県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

別表のコンベンションホールの項中

大型映像装置(二六〇インチ)	十分	一二、〇〇〇円以内 (一日百五十分を超えるときは、その超過分は無料)
移動式カメラ一式	一台	一二、〇〇〇円以内 (オペレーター料別)
大型映像装置(二六〇インチ)	一〇分	一二、〇〇〇円以内 (一日一五〇分を超えるときは、その超過分は無料)
拡声装置	一式	七、二〇〇円以内
ステージスピーカー	一組	三、六〇〇円以内
フロアモニタースピーカー	一台	一、二〇〇円以内
移動式スピーカー	一台	六〇〇円以内
コンデンサーマイク	一本	一、〇〇〇円以内
ダイナミックマイク	一本	五〇〇円以内
ワイヤレスマイク	一本	一、五〇〇円以内
テーブルコーダーA(デジタル)	一台	一、八〇〇円以内
テーブルコーダーB(CD)	一台	一、二〇〇円以内

一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム
一・二―ジクロロエチレン	シス体にあつては一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム、トランス体にあつては一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム
一・一・一―トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム
一・一・二―トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇〇六ミリグラム
一・三―ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇〇二ミリグラム
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇〇六ミリグラム
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇〇三ミリグラム
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇〇一ミリグラム
セレン及びその化合物	一リットルにつきセレン〇・〇〇二ミリグラム
ほう素及びその化合物	一リットルにつきほう素〇・二ミリグラム
ふっ素及びその化合物	一リットルにつきふっ素〇・二ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア又はアンモニウム化合物にあつては一リットルにつきアンモニア性窒素〇・七ミリグラム、亜硝酸化合物にあつては一リットルにつき亜硝酸性窒素〇・二ミリグラム、硝酸化合物にあつては一リットルにつき硝酸性窒素〇・二ミリグラム
塩化ビニルモノマー	一リットルにつき〇・〇〇〇二ミリグラム
一・四―ジオキサン	一リットルにつき〇・〇〇五ミリグラム

備考 排水の検定方法は、水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づき環境大臣が定める検定方法(平成元年環境庁告示第三十九号)による。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

を

に、

を

クラシック式ハイスタンド	一台	三〇〇円以内
卓上ライト	一本	四〇〇円以内
カラーテレビ	一台	一、二〇〇円以内
DVDプレイヤー	一台	一、二〇〇円以内
プロジェクター台	一台	二〇〇円以内 （プロジェクターと併せて使用するときは、無料）
レーザーポインター	一本・一日・	一、二〇〇円以内
畳	一枚・一日・	三〇〇円以内
白板	一台・一日・	六〇〇円以内
表彰盆	一台・一日・	三〇〇円以内
スモークマシン（ジュース別）	一台	三、六〇〇円以内
ドライアイスマシン（ドライアイス別）	一台	一、八〇〇円以内
移動式カメラ一式	一台	一、二〇〇円以内 （オペレーター料別）
液晶ビデオプロジェクター	一台	一三、二〇〇円以内
ポータブルプロジェクター	一台	三、三〇〇円以内
ステージスピーカー	一組	三、六〇〇円以内
フロアモニタースピーカー	一台	一、二〇〇円以内
移動式スピーカー	一台	六〇〇円以内
コンデンサーマイク	一本	一、〇〇〇円以内

ダイナミックマイク	一本	五〇〇円以内
ワイヤレスマイク	一本	一、五〇〇円以内
CDプレイヤー	一台	一、二〇〇円以内
カセットデッキ	一台	一、〇〇〇円以内

別表のグローバルタワーの項中「三五名」を「二〇名」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の別表のグローバルタワーの項の規定は、この規則の施行の日以後の大分県立別府コンベンションセンターのグローバルタワーの利用に係る利用料金の範囲について適用し、同日前の大分県立別府コンベンションセンターのグローバルタワーの利用に係る利用料金の範囲については、なお従前の例による。